

釧路地域４市町合併協議会規約に関する協議書

釧路市長、阿寒町長、白糠町長及び音別町長（以下「関係市町の長」という。）は、釧路地域４市町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する関係市町の長が協議して定める事項その他必要な事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

第１ 協議して定める事項

- １ 規約第４条（協議会の事務所）
- ２ 規約第５条第２項（委員の定数）
- ３ 規約第６条第１項（会長）
- ４ 規約第７条第２項（会長の職務の代理）
- ５ 規約第８条第１項第４号及び第５号並びに第２項（委員）
- ６ 規約第１３条第２項（事務局）
- ７ 規約第１４条（経費の負担）
- ８ 規約第１５条第１項（監査）

第２ 協議して定めた事項

- １ 規約第４条に規定する協議会の事務所について
協議会の事務所は、釧路市に置く。
- ２ 規約第５条第２項に規定する委員の定数について
委員の定数は、会長及び副会長を含め７８人とする。
- ３ 規約第６条第１項に規定する会長について
会長は、釧路市長をもって充てる。
- ４ 規約第７条第２項に規定する会長の職務の代理について
会長の職務を代理する者は、白糠町長をもって充てる。
- ５ 規約第８条第１項第４号及び第５号並びに第２項に規定する委員について

(1) 規約第 8 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の委員の定数は、第 4 号に規定する委員にあつては各 5 人、第 5 号に規定する委員にあつては各 10 人とする。

(2) 規約第 8 条第 2 項に規定する委員は、関係市町の長が別に協議して定める。

6 規約第 13 条第 2 項に規定する事務局について

事務局の組織及び運営に関し必要な事項について、次のとおり定める。

釧路地域 4 市町合併協議会事務局規程 （別紙）

7 規約第 14 条に規定する協議会に要する経費について

協議会に要する経費の負担方法は、次のとおりとする。

(1) 関係市町は、各関係市町の住民に対する合併協議会の広報紙発行に要する経費相当額について、それぞれ関係市町に係る額を負担する。

(2) 関係市町は、合併協議会の経費から前号に定める額を除いた額について、均等して負担する。

8 規約第 15 条第 1 項に規定する監査について

監査を行う者は、阿寒町及び白糠町の監査委員各 1 人とする。

第 3 協議内容の変更について

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

第 4 定めのない事項

この協議書に定めるもののほか必要な事項は、関係市町の長が協議して定めるものとする。

第 5 協議の発効

この協議は、平成 16 年 6 月 30 日から発効する。

この協議の成立を証するため、本書４通を作成し、関係市町の長が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成１６年６月３０日

釧路市黒金町７丁目５番地

釧路市

釧路市長 伊 東 良 孝

阿寒郡阿寒町中央１丁目４番１号

阿寒町

阿寒町長 中 島 守 一

白糠郡白糠町西１条南１丁目１番地１

白糠町

白糠町長 棚 野 孝 夫

白糠郡音別町本町１丁目４０番地

音別町

音別町長 高 野 武